

令和7年度 第1回 介護情報基盤に係る自治体説明会 【市町村向け】

厚生労働省 老健局 老人保健課、介護保険計画課

令和7年9月2日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明会アジェンダ

アジェンダ

1. はじめに（2分）
2. 介護情報基盤の概要（5分）
3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク（20分）
4. アンケート調査について（5分）
5. その他（3分）

説明会アジェンダ

アジェンダ

1. はじめに（2分）
2. 介護情報基盤の概要（5分）
3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク（20分）
4. アンケート調査について（5分）
5. その他（3分）

はじめに 一自治体説明会の目的一

自治体説明会の目的

- 令和8年4月からの介護情報基盤稼働に当たり、各自治体にて対応すべき事項等の理解促進
- 介護保険システムを用いた初期セットアップ作業の実施時期等に関するアンケート調査の説明、回答のご依頼

今後の情報提供予定 **※説明会等で情報提供予定。形式・時期は検討中**

- 本説明会「3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク」の補足・詳細

括弧書きは、「3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク」にあげるタスク番号に対応

- ✓ 介護情報基盤へのセットアップに向けた事前準備 (タスク#3 に関連)
- ✓ 自治体内業務フローの変更点 (タスク#6 に関連)
- ✓ 国保連合会・国保中央会との3者契約について (タスク#8 に関連)
- ✓ 介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について (タスク#9に関連) 等

自治体説明会

- 各自治体にて対応すべき事項等の理解促進
- 初期セットアップ作業の実施時期等に関するアンケート調査の説明、回答のご依頼

今後情報提供

- 本説明会「3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク」の補足・詳細

本日

今後予定

情報提供形式・時期等検討中

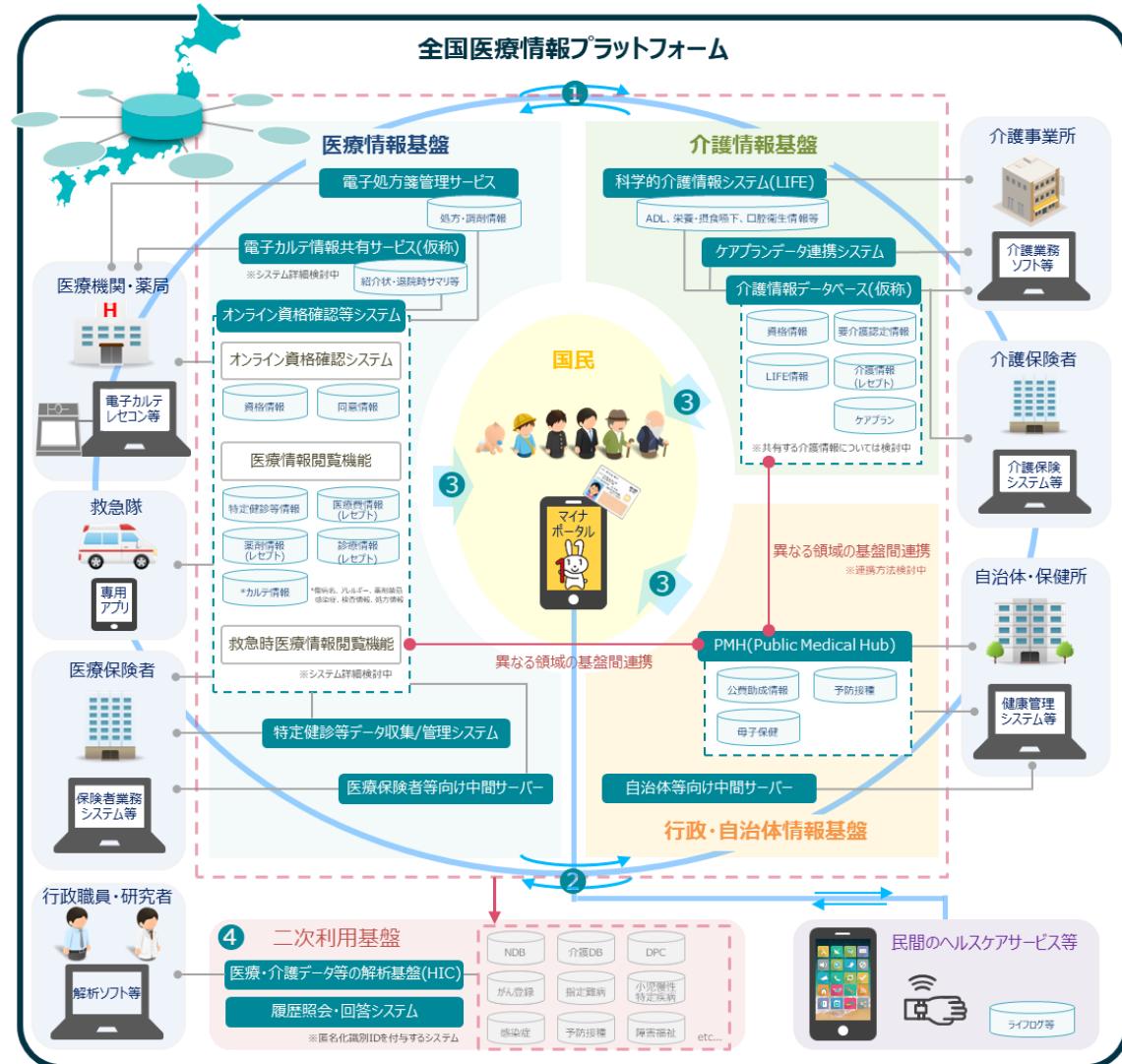
説明会アジェンダ

アジェンダ

1. はじめに（2分）
2. **介護情報基盤の概要（5分）**
 1. 背景
 2. 法整備
 3. 介護情報基盤の目的
 4. 具体的な業務の変化
 5. 介護情報基盤と情報の流れのイメージ
 6. 本格運用までのスケジュール
3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク（20分）
4. アンケート調査について（5分）
5. その他（3分）

介護情報基盤の概要 - 背景 -

- 医療機関、介護事業所、自治体等で分散する保健・医療・介護の情報を、共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めている。
- 介護情報基盤は、介護情報等を閲覧共有・管理するための情報基盤であり、令和8年4月から稼働を開始する予定。



«医療DXのユースケース・メリット例»

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- 入院時等に、医療・介護関係者が状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くことで能動的でスマートな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につながることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や的確な診断が可能になる。



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

令和6年7月8日

資料1
(一部
改変)

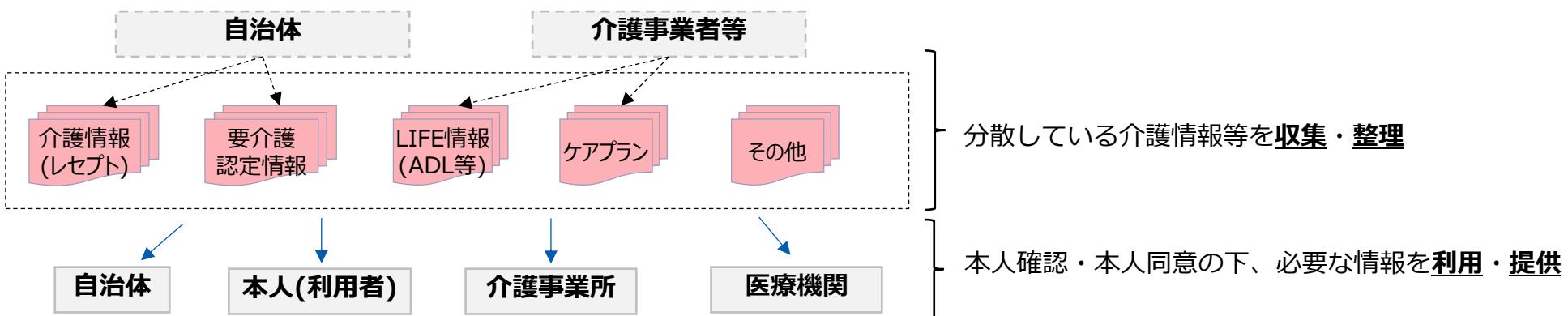
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

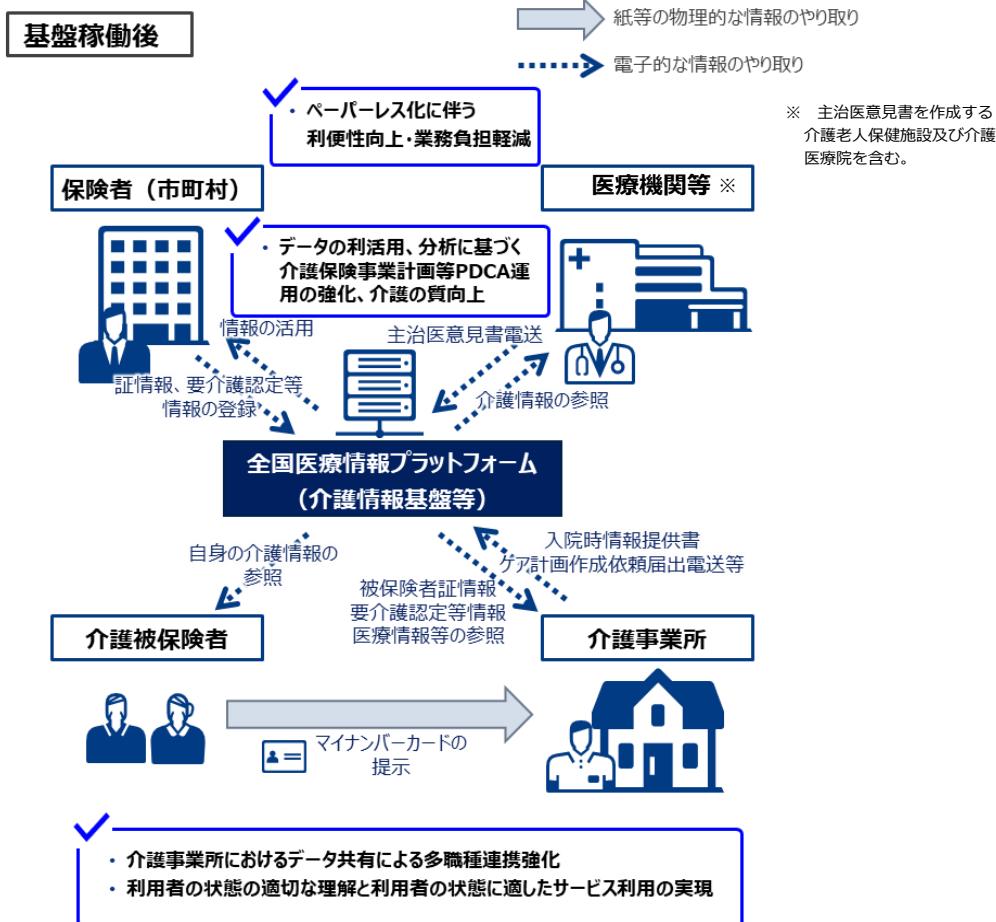
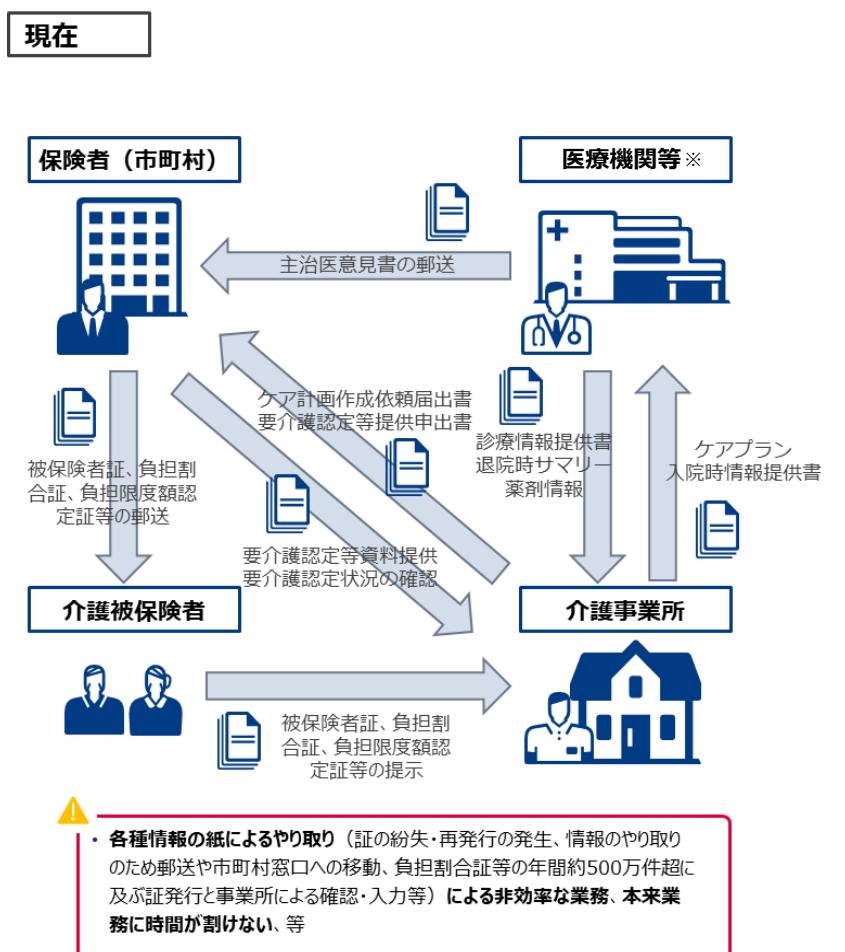
＜事業のイメージ＞※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



介護情報基盤の概要 - 目的 -

- これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、**業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

介護情報基盤の活用イメージ



介護情報基盤の概要 業務の変化①

－要介護認定事務の電子化－

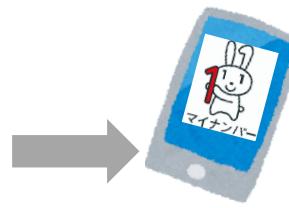
社会保障審議会
介護保険部会（第119回）

令和7年4月21日

資料3

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：④は介護事業所・ケアマネジャー、保険者の2者）

利用者・家族



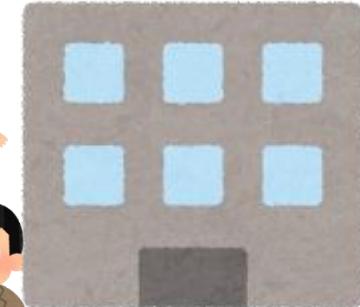
③要介護認定申請の進捗状況や結果について、マイナポータル上でいつでも参照可能となる

④要介護認定申請の進捗状況や結果について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上でいつでも参照可能となる

①主治医意見書が医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となる

②ケアマネジャーが要介護認定情報を介護情報基盤経由で確認できるため、認定書類の開示請求事務の対応が不要となる

保険者（市町村）



介護情報基盤

介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ)

⑤認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知などの郵送が不要となり、認定審査にかかる時間の短縮が見込める

⑥居宅介護支援では窓口が開いている時間内に庁舎を訪問しなくても、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が閲覧可能となる

介護事業所・ケアマネジャー



⑦過去の主治医意見書が確認可能となる

⑧自治体への主治医意見書の電子的送付が可能となる



医療機関

介護情報基盤の概要 業務の変化②

- 介護保険被保険者証の電子化 -

社会保障審議会
介護保険部会（第119回）

令和7年4月21日

資料3

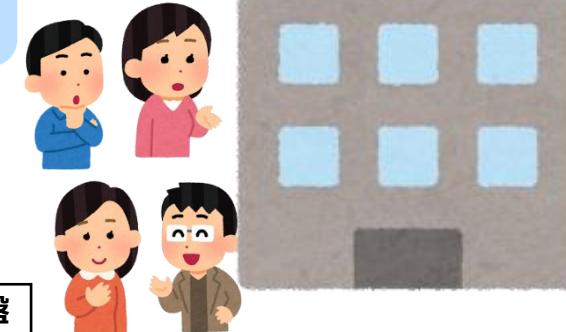
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は利用者・家族、②は事業所・ケアマネジャー、③は医療機関）

利用者・家族



①紛失等による被保険者証の再発行の手間がなくなる

保険者（市町村）



②居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る発行・確認・入力の手間が大幅に削減される

③事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、入力ミスによる返戻等の削減が期待できる

介護情報基盤

介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ)

④要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際などに被保険者証に何度も追記、発行する必要がなくなる



介護事業所・ケアマネジャー

⑤要介護度の高い利用者の認定結果通知や被保険者証について事業所職員が窓口で代行して受領する必要がなくなる



医療機関

⑥紛失等による被保険者証の確認の手間がなくなる
※被保険者証のみならず限度額認定証等も同様

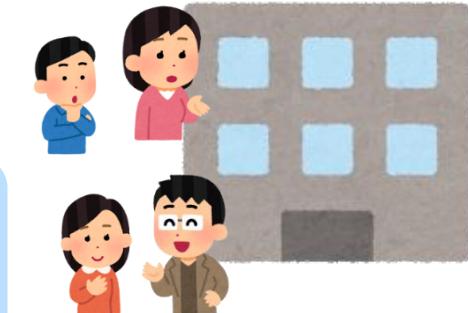
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は4者すべて）

利用者・家族



③自身の介護情報を確認でき、
主体的な介護サービスの選択
等につながる

保険者（市町村）



①ケアプランが電子化されることで、
利用者の介護保険サービス利用状況
を各自で閲覧可能となる

②事業所間や多職種間の連携が強化され
介護サービスの質の向上が期待できる

介護情報基盤

介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ)

④過去のLIFE、ケアプラン、健診結
果等の情報を活用し、利用者の生
活に関する情報や必要な医学的管
理について把握可能となる



⑤特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴につ
いて、自治体に問い合わせる必要がなくなる

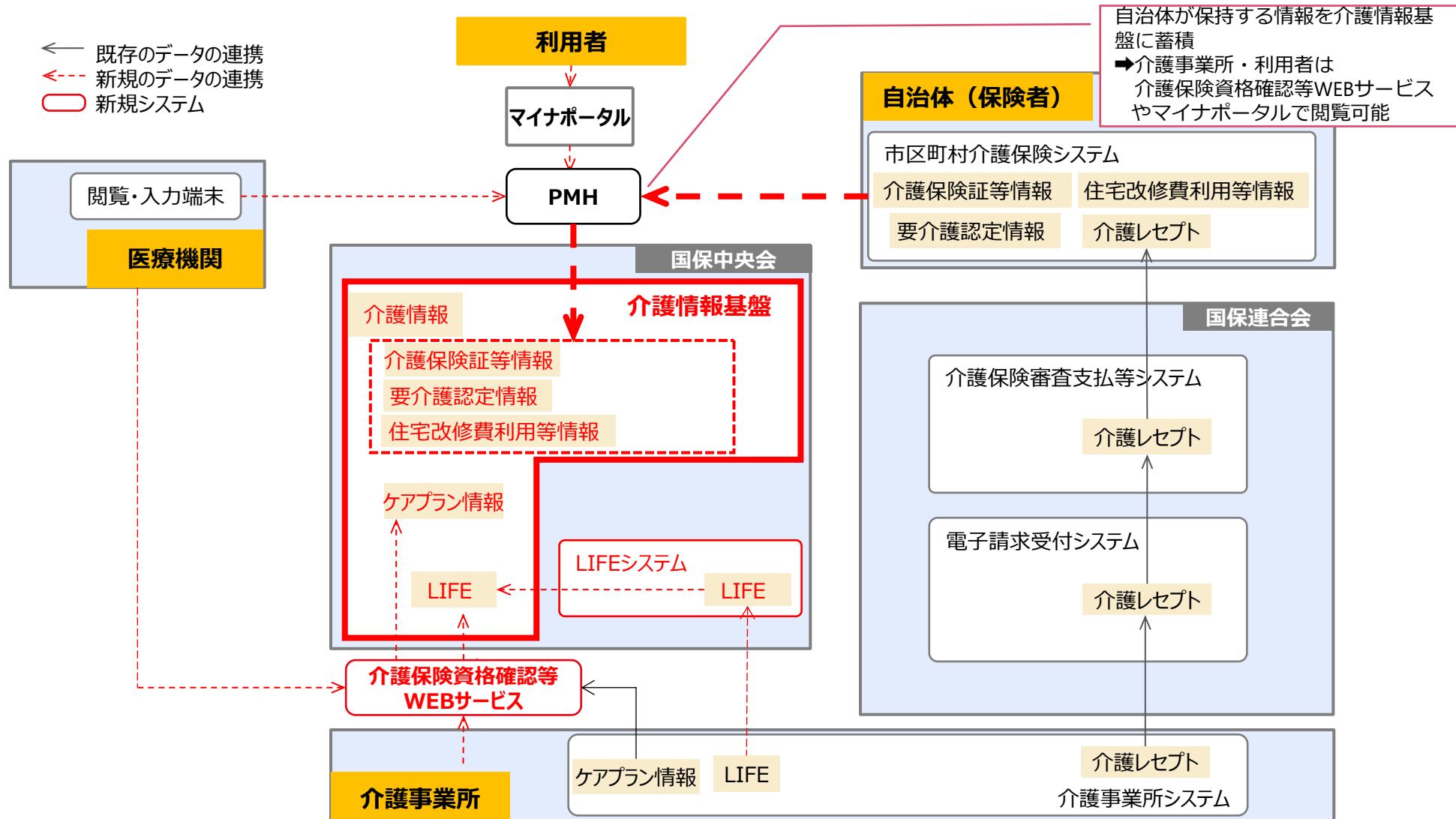
⑥LIFEの情報、過去のケアプラン等の情報を
活用し、予後の可能性を利用者と共有しな
がらケアプランを立てられる

介護事業所・ケアマネジャー



介護情報基盤の概要 – 情報の流れのイメージ（令和8年度以降）–

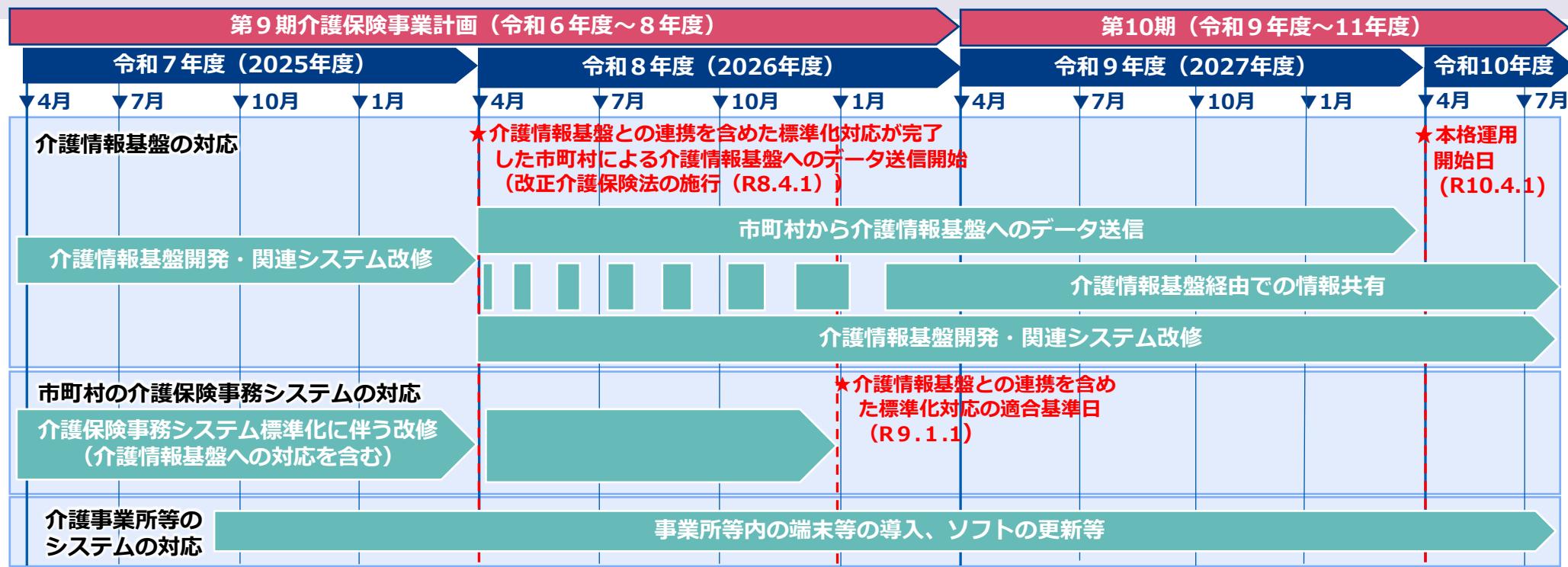
- 介護情報基盤を中心し、既存システムを活用することで、情報を、利用者、自治体、介護事業所、医療機関がそれぞれ連携・閲覧する。
- 自治体（保険者）保持する情報についても、介護事業所・利用者は介護保険資格確認等WEBサービスやマイナポータルで閲覧可能



介護情報基盤の概要 - 今後のスケジュール案 -

- 市町村が介護情報基盤を活用するためには、原則、①各市町村において介護保険事務システムの標準化対応を行うとともに、②介護情報基盤へデータ送信するための介護保険事務システムの改修を行った上で、③介護保険事務システムから介護情報基盤へのデータ移行が必要。
- 介護情報基盤との連携を含めた介護保険事務システムの標準化対応（①②）が完了した市町村においては、令和8年度以降順次介護情報基盤へのデータ送信を開始し、データ移行（③）が完了した市町村から、順次介護情報基盤経由での情報共有を開始していく。
- 自治体向けアンケート調査によれば、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を令和9年度中に完了予定の自治体が約9割あること等を踏まえ、**全市町村において、令和10年4月1日までに、介護保険事務システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することを目指して、各関係者が介護情報基盤の活用に必要な対応を進めていくこととしてはどうか。**

※介護保険システム等標準化検討会において、本格運用開始日までの介護情報基盤へのデータ送信、介護保険事務システムの改修について、各々の期間を一定確保する必要がある等の議論があったことを踏まえ、**適合基準日を令和9年1月1日と設定することとした。**



説明会アジェンダ

アジェンダ

1. はじめに（2分）
2. 介護情報基盤の概要（5分）
3. **各自治体において実施いただく必要のあるタスク（20分）**
 1. 各自治体において実施いただく必要のあるタスクの一覧
 2. 自治体におけるタスク対応のスケジュール
 3. 必要なタスクの詳細説明
4. アンケート調査について（5分）
5. その他（3分）

各自治体において実施いただく必要のあるタスクの一覧

- 介護情報基盤を活用した事務を開始するため、各自治体において、以下のタスク#1-9を実施していただく必要。

	#	タスク概要	タスク詳細	対応ページ
介護保険システム関連	1	介護保険システムの導入時期の検討・アンケート回答	標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムの導入スケジュールを、システムベンダと協議の上、検討する。 検討の結果を踏まえ、本説明会「4. アンケート調査依頼」で示すアンケートに回答する。	p.17-19
	2	介護保険システムパッケージの導入	標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムパッケージを導入する。	
	3	介護情報基盤への初期セットアップのための事前準備	介護情報基盤への初期セットアップに向けた事前準備を行う。	
	4	介護情報基盤への初期セットアップ	介護保険システムから介護情報基盤への初期セットアップを行う。	
事務関連	5	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	介護情報基盤の活用に伴うPIAを実施する。	p.20-22
	6	自治体内業務運用フローの見直し	介護情報基盤の活用後の運用の変更点に関する業務運用の見直しを行う。 また、自治体内業務運用マニュアルの整備、また必要に応じて各自治体で用いている様式の整備を行う。	p.23-25
	7	介護事業所・医療機関・住民等への周知	介護情報基盤を活用した介護保険事務の開始時期に関し、介護事業所・医療機関・住民等に周知を行う。	
	8	国保連合会・国保中央会との3者契約について	介護情報基盤の整備・運営等に伴う国保連合会・国保中央会との事務の委託に関する契約を締結する。	p.26-27
	9	介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について	介護情報基盤に係る運用費用については、各自治体において、地域支援事業費としてご負担いただくことをお願いしたい。	p.28-29

自治体におけるタスク対応のスケジュール

- 以下にお示しするスケジュールは、令和8年4月初めから、介護情報基盤の活用を開始する自治体になるため、ご留意いただきたい。なお、各自治体において、介護情報基盤を活用を開始する時期から逆算して、各タスクに計画的に対応していく必要がある。

	#	タスク	R7年度			R8年度		
			R 7. 7～9	R 7.10～12	R 8. 1～3	R 8. 4～6	R 8. 7～9	
		マイルストーン	★R7.9初 自治体向け説明会開催 ↔ R7.9.1～R7.9.19 アンケート回答期間		9月19日までに、一斉通知・調査システムよりアンケートへのご回答をお願いします。 (p.30-33参照)	★R8.4 改正介護保険法の施行 ★R8.4 介護情報基盤の運用開始 ★R8.4 介護情報基盤を活用した介護保険事務開始		
介護システム関連	1	介護保険システムの導入時期の検討・アンケート回答						
	2	介護保険システムパッケージの導入						
	3	介護情報基盤への初期セットアップのための事前準備						初期セットアップ実施時期は、タスク#1のアンケート結果を踏まえて決定。 (p.18参照)
	4	介護情報基盤への初期セットアップ						
事務関連	5	PIA（特定個人情報保護評価）の実施						
	6	自治体内業務運用フローの見直し						
	7	介護事業所・医療機関等への周知						
	8	国保連合会・国保中央会との3者契約に係る契約手続き						
	9	介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について						

タスクの詳細説明

タスク # 1

介護保険システムの導入時期の検討・アンケート回答

タスク # 2

介護保険システムパッケージの導入

タスク # 3

介護情報基盤への初期セットアップのための事前準備

タスク # 4

介護情報基盤への初期セットアップ[°]

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

タスク #1、2、3、4

介護情報基盤の活用に向けた介護保険システムの導入・初期セットアップ

- 介護保険システム関連のタスクで必要となる作業は以下のとおり。

タスク #1

介護保険システムの導入時期の検討・アンケート回答

- 介護保険システムベンダと、標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムの導入時期を検討・確認する
- 令和7年9月19日までに、本説明会「4. アンケート調査依頼」で説明するアンケートに回答**

タスク #2

介護保険システムパッケージの導入

- 標準化及び介護情報基盤への連携機能に対応した介護保険システムパッケージを導入する

※介護情報基盤の活用には、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が必要。

タスク #3

介護情報基盤への初期セットアップのための事前準備

- 介護情報基盤への初期セットアップに向けた事前準備（介護情報基盤への接続作業等）を行う
- 事前準備の詳細は、今後情報提供予定

タスク #4

介護情報基盤への初期セットアップ

- 介護情報基盤への初期セットアップを行う

介護情報基盤事業者からの連絡

初期セットアップ（タスク#4）の実施時期 連絡

- 各自治体におけるタスク#4の作業時期を確認する。
- 連絡時期は11月頃を予定。

介護情報基盤活用開始

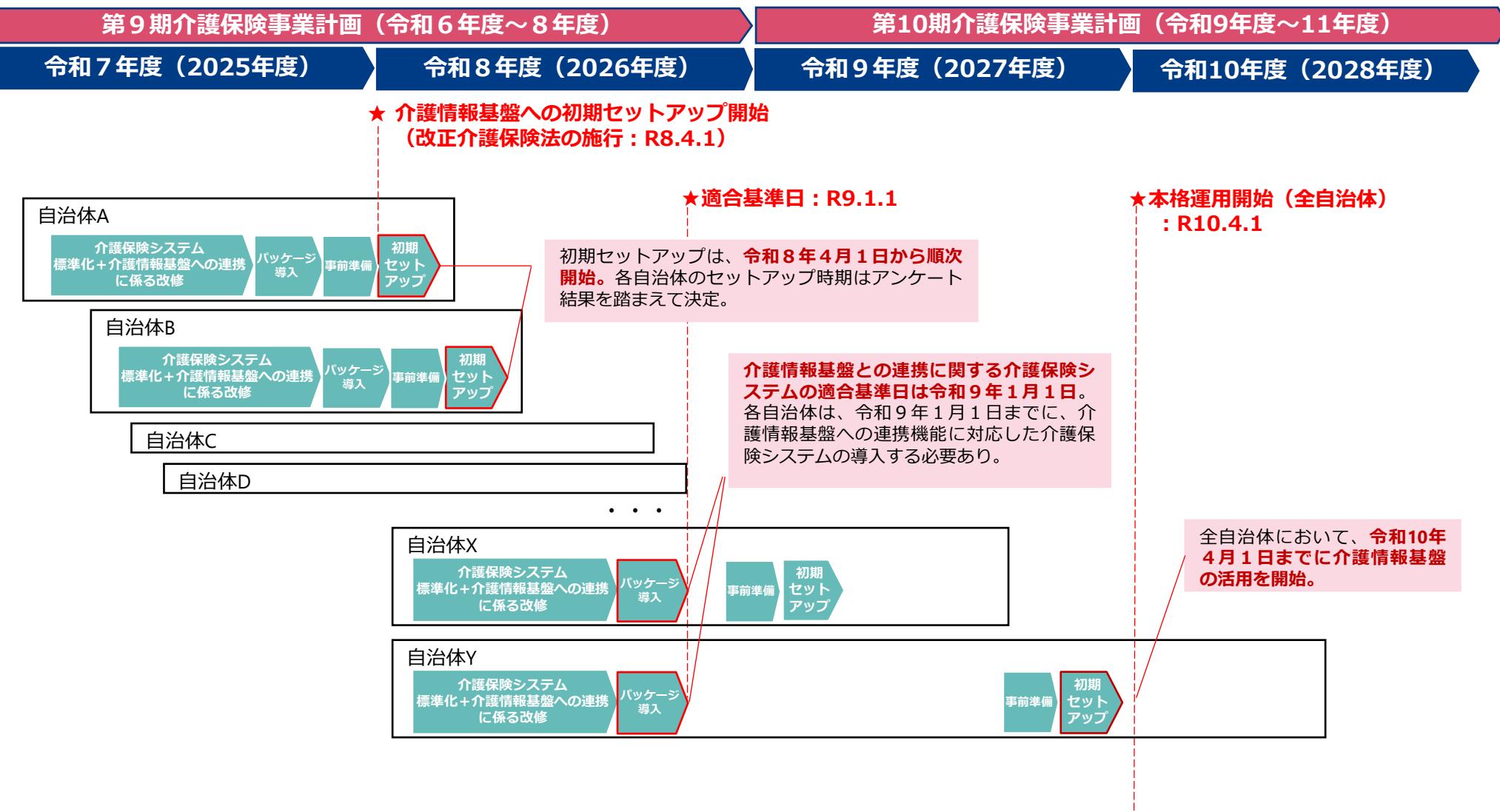
介護情報基盤を活用した介護保険事務開始

- 介護情報基盤を活用して、介護情報の電子的なやりとりが可能になる。

※各自治体の回答結果を踏まえ、初期セットアップ時期をご調整させていただく可能性があるため、ご留意いただきたい。

介護保険システムの改修、初期セットアップ等のスケジュールの全体像（イメージ）

- 前頁を踏まえ、スケジュールの全体像は下図のとおり。



タスクの詳細説明

タスク # 5 PIA（特定個人情報保護評価）の実施

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

タスク # 5

PIA（特定個人情報保護評価）の実施

- 本事業は特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務であり、特定個人情報保護評価（PIA）の実施が必要。
- タスク# 4 の介護情報基盤への初期セットアップの実施までにPIAを完了する必要がある。
- 今月中に、介護情報基盤を活用した介護保険事務に関する特定個人情報保護評価書の雛形を公開する予定なので、当該雛形を参考に、各自治体においてPIAを実施いただくよう、お願いします。

● 特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として、法令上の事務ごと、番号法別表に掲げる事務ごとに実施する必要がある。

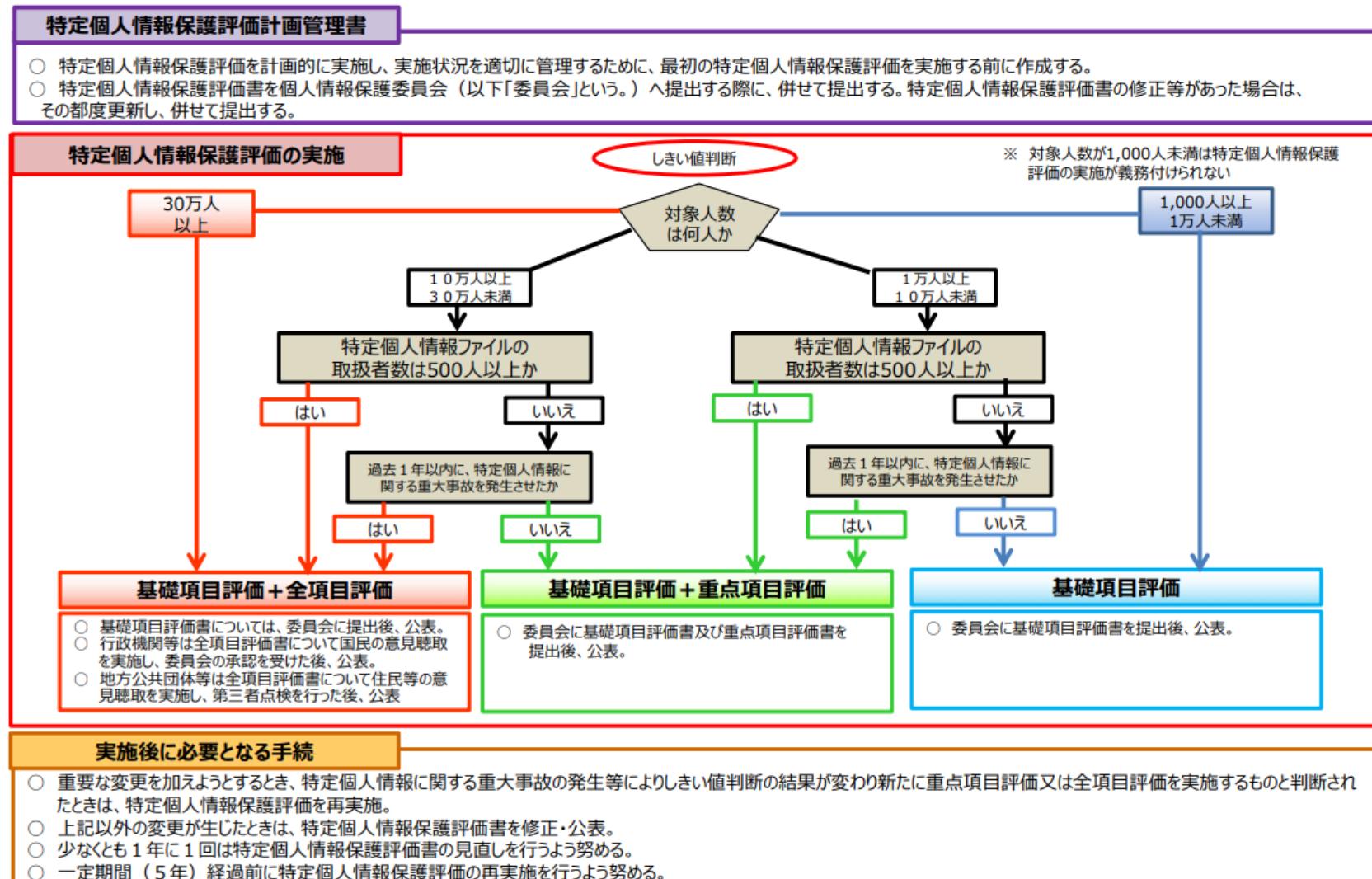
● 所要期間（目安）

- 特定個人情報保護評価は、基礎項目評価、重点項目評価及び全項目評価がある。
- 全項目評価については、数ヶ月程度の期間を要することも想定されるため、スケジュールに余裕を持ってご対応いただきたい。

タスク # 5

PIA（特定個人情報保護評価）の実施手順

- PIA（特定個人情報保護評価）の実施手順は以下のとおり。
- 手順の詳細は、個人情報保護委員会のホームページで公開されている「特定個人情報保護評価の実施手順」※を参照すること。
※リンク：個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価の実施手順」 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/PIA_zissitezyun.pdf



タスクの詳細説明

タスク # 6
自治体内業務運用フローの見直し

タスク # 7
介護事業所・医療機関等への周知

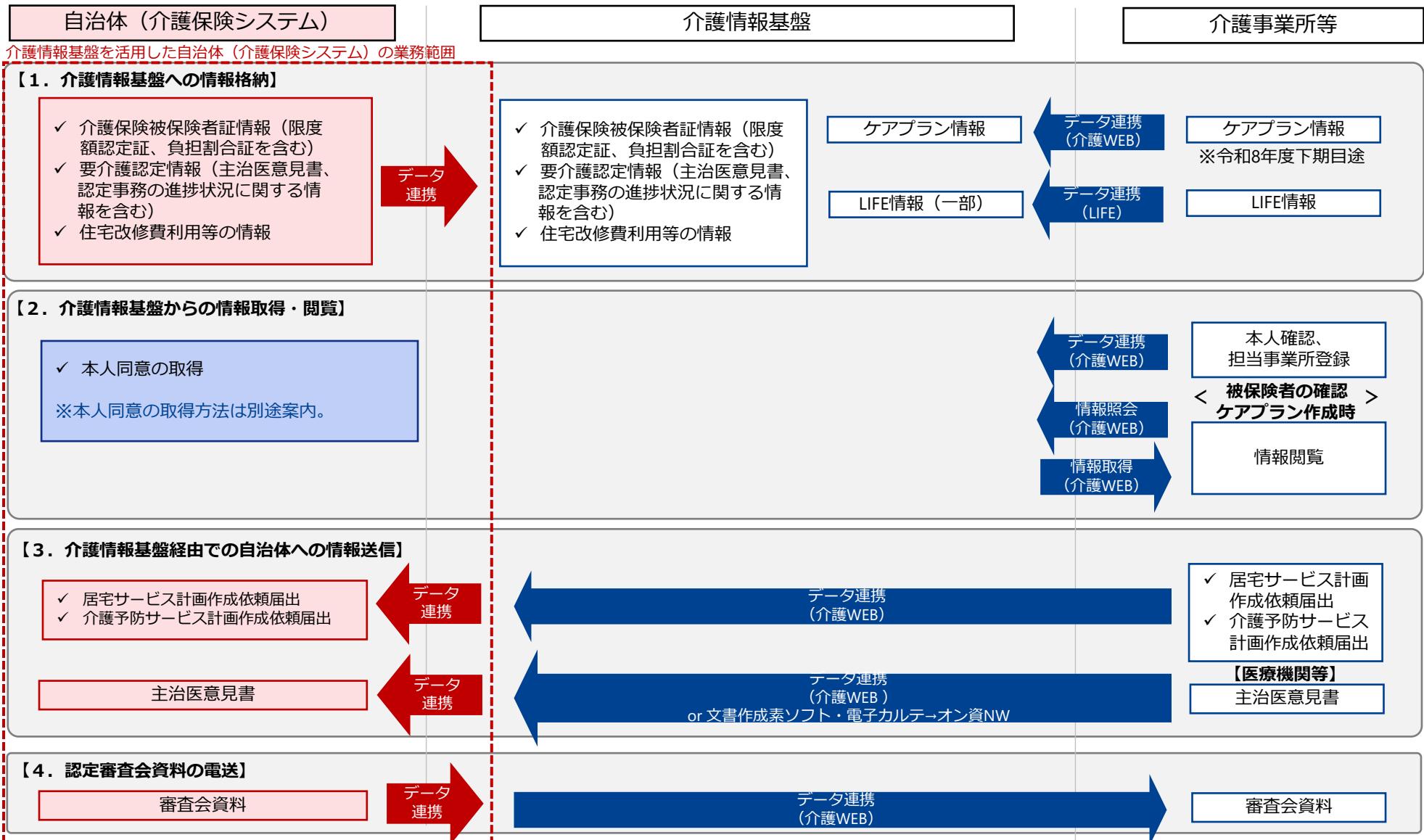
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

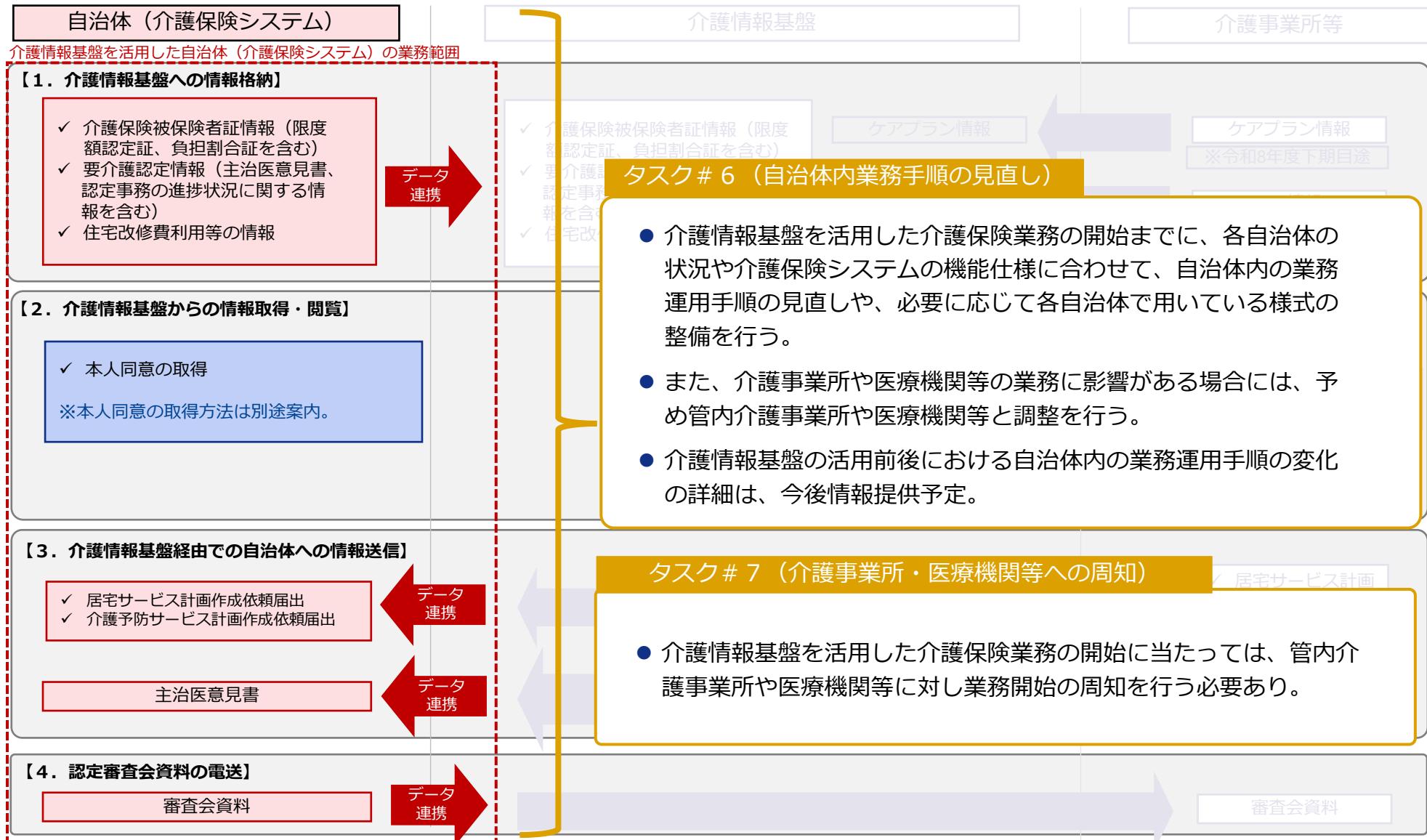
介護情報基盤を活用した業務の流れ（イメージ）

- 介護情報基盤を活用した業務の流れは、以下のとおり。



自治体内業務手順の見直し、介護事業所・医療機関等への周知

- 各自治体においては、自治体内業務手順の見直し、介護事業所・医療機関等への周知の準備を進めること。



タスクの詳細説明

タスク # 8

国保連合会・国保中央会との3者契約について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

タスク # 8

国保連合会・国保中央会との3者契約について

- 介護情報基盤を活用した介護情報の共有を行うためには、各自治体、国保連合会及び国保中央会の3者契約を締結する必要がある。

• 契約の概要

- 「関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業」（改正介護保険法第115条の45第2項第7号）の実施に係る被保険者等に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務について、市町村が国保連合会に委託し、国保連合会が国保中央会に再委託する。

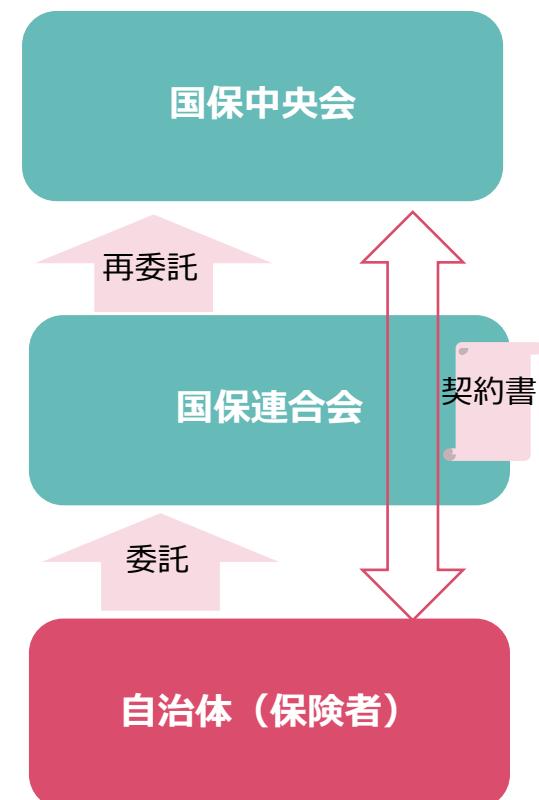
• 契約書の記載項目の例

- 各自治体から委託する事務の内容
- 特定個人情報等の利用に関する遵守事項 等
- 契約の解除、損害賠償、契約の有効期限 等

• 今後の動き（現時点の想定）

- 各自治体の介護保険システムから介護情報基盤へのデータ送信は、改正介護保険法の施行の日（令和8年4月1日予定）以降、順次実施する予定。
- 契約の締結日は、全自治体一律かつデータ送信を開始する日とすることを想定。
契約締結に向けて、今秋以降、契約書案の内容確認等を依頼するため、確認をお願いしたい。
- なお、契約書の内容は全国一律となるため、各自治体の介護情報基盤の活用開始時期にかかわらず、本確認作業をもって、契約内容は確定させる予定であり、ご留意いただきたい。

<契約スキーム（イメージ）>



タスクの詳細説明

タスク # 9

介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について

- 各自治体は、介護情報基盤に係る運用費用総額において、地域支援事業費として自治体が負担する割合が占める額を負担することをお願いしたい。

制度上の位置づけ

- 改正介護保険法の施行により、介護情報基盤の整備に関する事業は、保険者である市町村が実施主体となる地域支援事業に位置付けられる。
- このため、介護情報基盤に係る運用費用については、各自治体において、地域支援事業費としてご負担することをお願いしたい（包括的支援事業と同様に、1号保険料と公費で財源を構成）。

<参考：包括的支援事業の負担割合>

国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%

自治体負担額の算出法に関する考え方

- 各自治体の負担額は、国において精査中である。

■ アジェンダ

1. はじめに（2分）
2. 介護情報基盤の概要（5分）
3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク（20分）
- 4. アンケート調査について（5分）**
 1. アンケートの目的・実施概要
 2. アンケート項目
5. その他（3分）

アンケートの目的・実施概要

- 介護情報基盤の活用に当たっては、各自治体の介護保険システムから介護情報基盤への初期セットアップ（作業準備含む。）が必要となるため、**各自治体における介護保険業務の現況調査及び初期セットアップ時期の調整を行うこと**としている。
- 本アンケート調査への回答結果に基づき、**自治体ごとに初期セットアップを実施する日程を決定**するため、予め介護保険システムベンダーとも回答内容を調整した上で、正確に回答していただくよう、お願いしたい。
- 本アンケートの回答結果について、**後日、国保中央会及び介護情報基盤の事業者より個別にご連絡を差し上げる場合がある**。

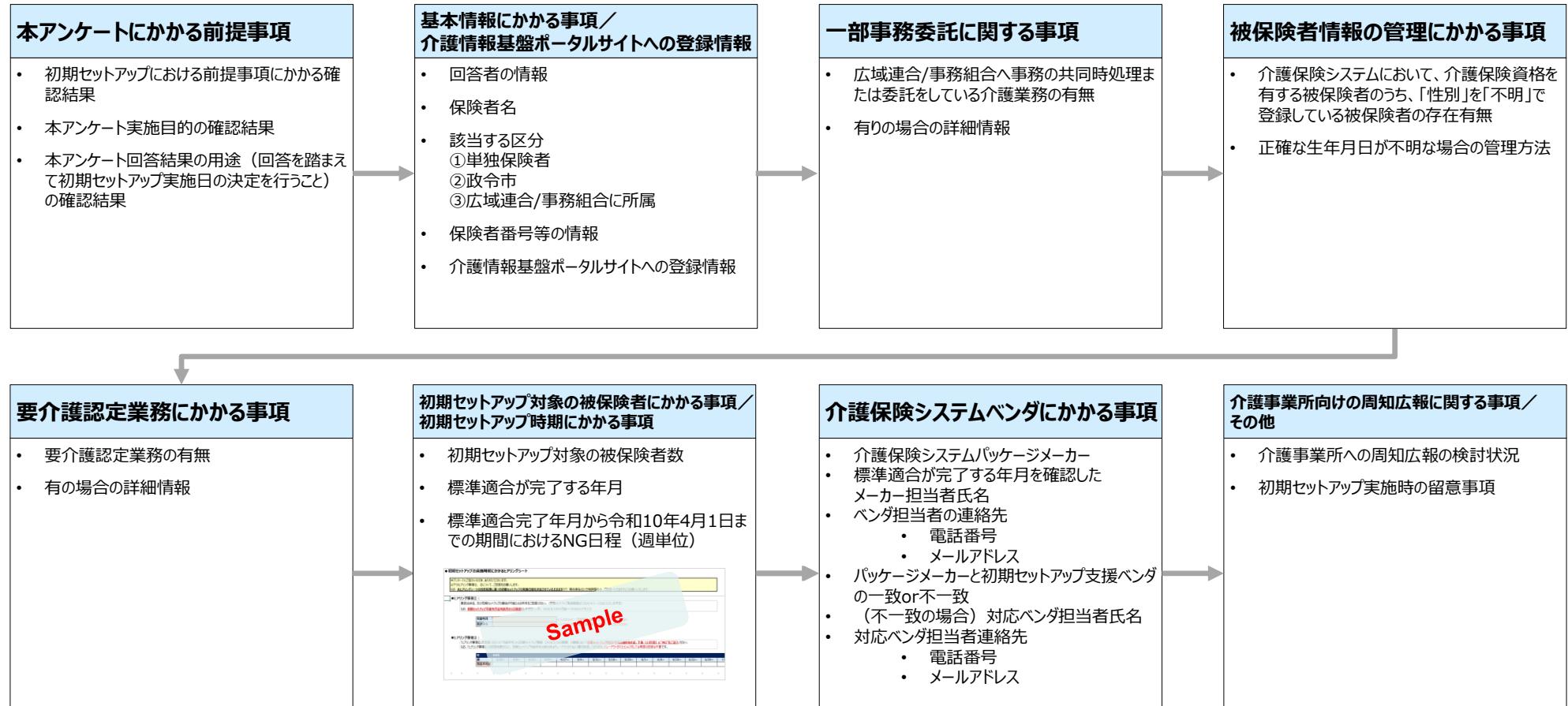
初期セットアップ実施までの流れ



アンケート項目の概要

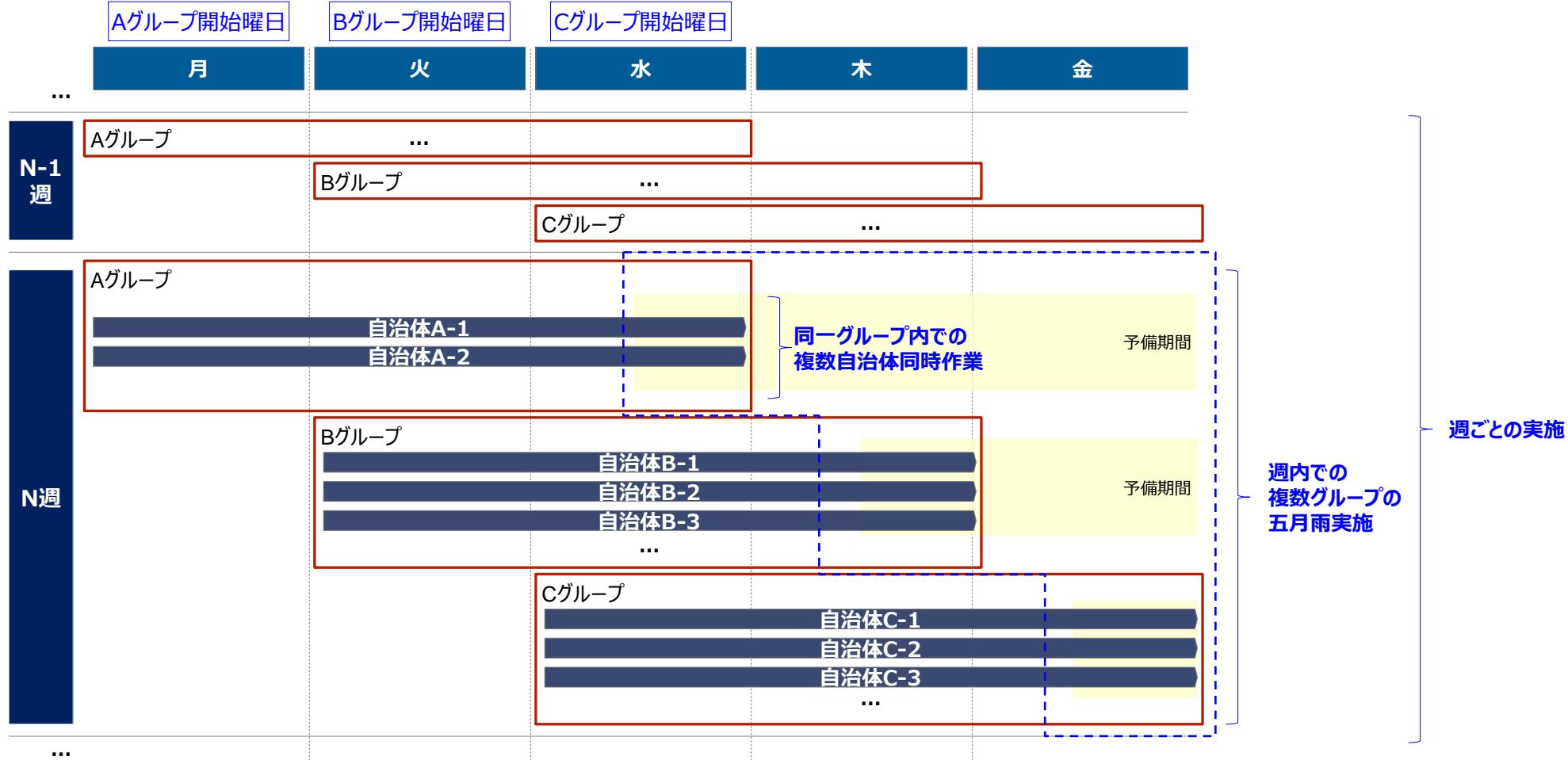
- 初期セットアップ時期に関する設問には、次のページを参考に、対応が“**不可となる期間を週単位で**”回答するようお願いしたい。
- なお、介護保険システムに関する設問への回答内容については、後日、**介護保険システムベンダに対して、開発状況などを考慮した回答であるかを確認させていただく場合がある**ため、予め回答内容を調整した上で回答をいただくようお願いしたい。

アンケートの全体像



【参考】初期セットアップの実施方針

- 介護情報基盤への初期セットアップは週単位で実施（週内のうち、初期セットアップ作業の所要は3営業日を想定。）。
- 週内に初期セットアップが可能な自治体を3グループに振り分け、グループごとに「月・火・水」を開始日とした初期セットアップ作業を行う。なお、週ごとのグループ分けは、初期セットアップを行う自治体の規模を考慮して振り分ける。



※年度単位での初期セットアップの実施イメージは本紙P.19を参照

説明会アジェンダ

アジェンダ

1. はじめに（2分）
2. 介護情報基盤の概要（10分）
3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク（20分）
4. アンケート調査について（5分）
5. **その他（3分）**
 - 介護情報基盤ポータルサイト
 - 介護事業所や医療機関への助成金について
 - 本説明会に関する問い合わせ
 - 今後の情報提供

「介護情報基盤ポータル」を開設しました！

- 介護情報基盤を活用した介護保険業務の普及・周知のため、「介護情報基盤ポータル」を開設しました。
- 本サイトでは、自治体・介護事業所・医療機関・国民の皆様向けに、介護情報基盤や関連サービスの情報を確認できます。
- 10月頃から本サイトにて自治体・介護事業所・医療機関からの介護情報基盤活用に係る問合せや、介護事業所・医療機関向けの助成金申請の受付等を開始予定です。（次ページにて紹介）
- なお、「3.各自治体において実施いただく必要のあるタスク」でご説明したタスク#1や、「4.アンケート調査依頼」でご説明したアンケートの調査結果については、介護情報基盤ポータルでの公開も検討中です。



自治体・介護事業所・医療機関、
それぞれに対応した概要資料もご用意



介護情報基盤ポータルサイト：<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

介護事業所や医療機関への助成金について

- 介護事業所や医療機関が、介護情報基盤を活用するに当たって生じる以下の費用を支援する予定です。
- 本助成金の申請は、本年10月に介護情報基盤ポータルにおいて受付開始予定です。

・ 介護事業所

- ① 環境整備に当たって必要となる技術的支援（クライアント証明書の導入等、介護保険資格確認等WEBサービスの利用にかかる端末設定等）
- ② カードリーダー等

補助対象（介護サービス種別）	助成限度額
訪問・通所・短期滞在系	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	助成限度額は5.5万円まで
その他	助成限度額は4.2万円まで

・ 医療機関

主治医意見書を記載する文書作成ソフト・電子カルテに、自治体の介護保険事務システムで受領可能な仕様で送信する機能を搭載。

補助対象	補助率	助成限度額
200床以上の病院	1／2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院又は診療所	3／4	助成限度額は39.8万円まで

本説明会内容に関する問い合わせについて

- 本説明会に関する問い合わせについては、「説明会に関する問い合わせフォーム」で受け付けます。

- 説明会に関する問い合わせは、以下のフォームからお願いします。（令和7年9月19日まで受付）

【説明会に関する問い合わせフォーム】

<https://forms.office.com/r/m6bhi4vFCx>

- 今後、自治体の皆様からよくいただくご質問については、Q&Aとして情報提供いたします。Q&Aの公開先等については、追って事務連絡で今後周知します。

- 本説明会の資料は、厚生労働省のホームページ「介護情報基盤について」に掲載するため、適宜ご参照ください。なお、説明会の動画は終了後に一定期間公開する予定であり、公開先のURLは後日事務連絡でお知らせします。

掲載先：厚生労働省ホームページ「介護情報基盤について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html

今後の情報提供について

- 介護情報基盤の活用を開始するに当たって、各自治体において実施いただく必要のあるタスクについては、今後も情報提供していきます。（形式や時期は検討中）
- 今後も「3. 各自治体において実施いただく必要のあるタスク」の補足や追加説明等、情報提供を予定しています。
 - ・介護情報基盤へのセットアップに向けた事前準備（タスク# 3に関連）
 - ・自治体内業務フローの変更点（タスク# 6に関連）
 - ・国保連合会・国保中央会との3者契約について（タスク# 8に関連）
 - ・介護情報基盤の整備・運営に伴う費用の考え方について（タスク# 9に関連）
- 情報提供に当たって説明会を開催する場合には、改めて事務連絡等でお知らせいたします。